一般廃棄物処理基本計画

【生活排水処理基本計画】 中間見直し

2020年度~2024年度 (令和2年度~令和6年度)

案

2020年(令和2年)3月 佐 世 保 市

一 目 次 一

第1章	計画策定の趣旨
1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	計画策定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
5	計画対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2章	計画の目標
1	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · 7
2	基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · 7
3	生活排水処理の目標
4	生活排水の処理主体及び処理体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第3章	生活排水の処理計画
1	生活排水を処理する区域及び人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2	生活排水処理施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	_
第4章	し尿・浄化槽汚泥の処理計画
1	収集・運搬計画 ・・・・・・・・・・・・・・19
2	処理計画 · · · · · · · · · 23
第5章	その他必要な事項
1	啓発の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2	災害時における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

はじめに

わが国は水の豊かな国であり、その水は、地球上の生物にとって欠くことのできない様々な役割を果たしています。

近年、水質汚濁防止法等により、事業所等からの排水は公害防止対策上厳しく規制され、 改善が見られていますが、依然として、公共下水道や浄化槽が整備されていない家庭等からの生活雑排水(炊事、洗濯、入浴などによる排水)については、未処理のまま公共用水域に排出されている状況となっており、住宅密集地を流れる河川や海水が交換しにくい大村湾などの閉鎖性水域において、水質悪化を招く一因となっています。

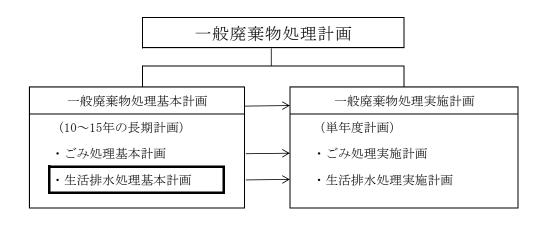
本市は、これまで公共下水道の進展や浄化槽の普及等により生活排水処理を推進してきており、2005 年(平成 17 年)度には、旧吉井町及び旧世知原町、旧小佐々町及び旧字久町との合併を受けて「生活排水処理基本計画」の見直しを行い、2010 年(平成 22 年)3月31日には、旧江迎町及び旧鹿町町との合併を受けて、「江迎地域・鹿町地域編」を策定し、循環型社会の構築と計画的な生活排水の処理を推進してきました。

現在、2015年(平成27年)~2024年(令和6年)度を計画期間とする生活排水処理基本計画において、長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行い、し尿と生活雑排水の処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めておりますが、中間年度としていた2019年(令和元年)度にあたり、生活排水処理に関する法制度、社会情勢、目標値の達成状況などを踏まえて見直しました。

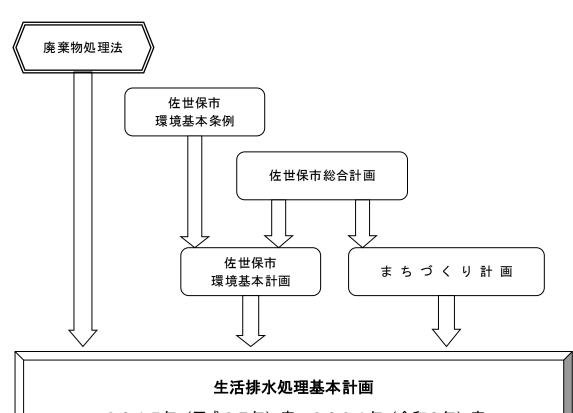
2 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づくもので、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という)を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されています。



また、本計画は「佐世保市総合計画」や、合併後の「まちづくり計画(新市建設計画)」 に関する一般廃棄物(生活排水)分野の部門計画であり「佐世保市環境基本条例」「佐世保 市環境基本計画」の施策内容とも整合を保つものです。

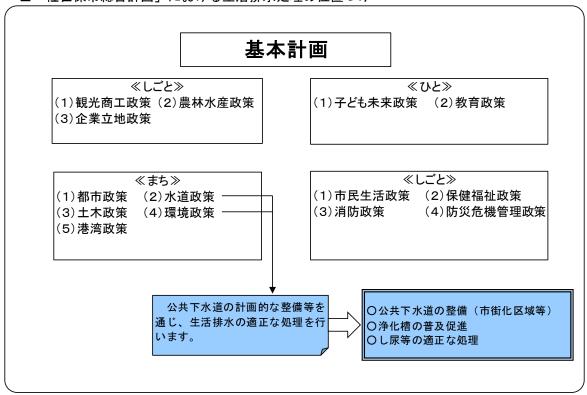


2015年(平成27年)度~2024年(令和6年)度

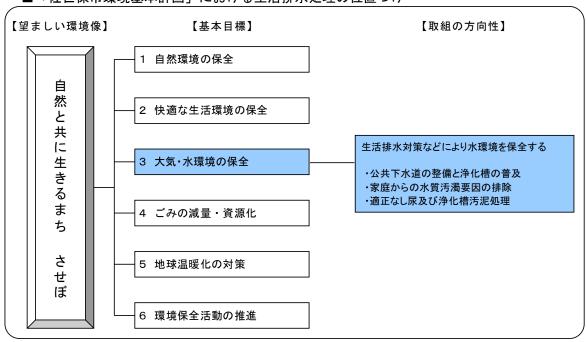
第1章 計画策定の趣旨

さらに「佐世保市総合計画」「佐世保市環境基本計画」における生活排水処理の位置づけは、次のとおりです。

■「佐世保市総合計画」における生活排水処理の位置づけ



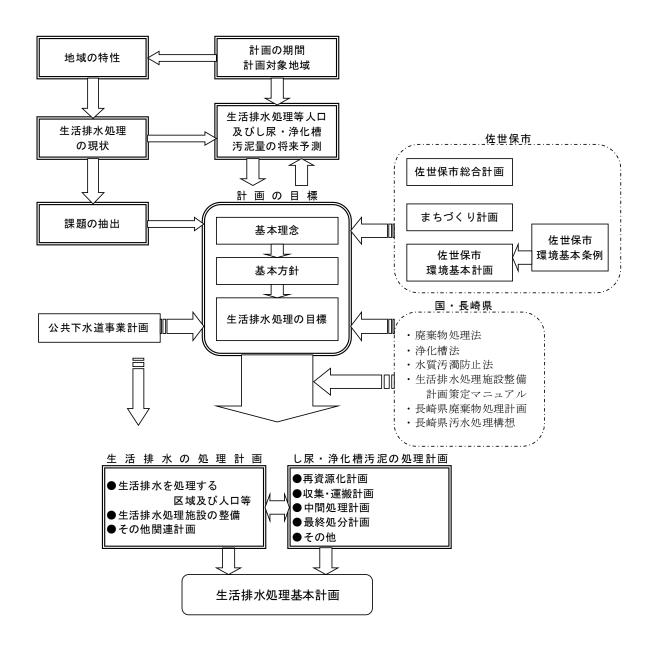
■「佐世保市環境基本計画」における生活排水処理の位置づけ



3 計画策定の手順

本計画は、次のフローに従って策定します。

なお、計画策定に当たり「廃棄物処理法」や「浄化槽法」等関連法に基づくとともに、 国や長崎県が策定する生活排水に関する基本的な方針や計画及び市町村が策定する「公共 下水道整備事業計画」など関係性は図に示す通りです。



第1章 計画策定の趣旨

4 計画の期間

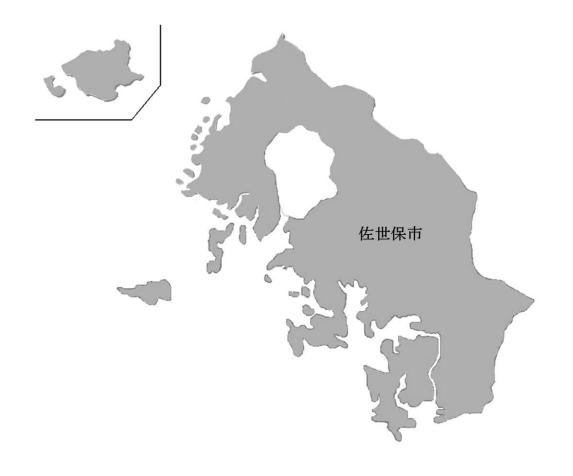
生活排水処理基本計画は、長期的視点に立った基本方針として 2015 年 (平成 27 年) 度から 2024 年 (令和 6 年) 度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢・法規制等の動向、生活排水処理技術の大幅な進歩、関係市町村の 生活排水処理状況など、計画の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直すも のとします。

> 計画の期間(中間見直し後) 2020(令和2年)~2024年(令和6年)度 (計画目標年度:2024年(令和6年)度)

5 計画対象地域

計画の対象区域は、2020年(令和2年)3月末現在の佐世保市全域とします。



第2章 計画の目標

1 基本理念

現在の生活排水処理は、公共下水道や浄化槽等の各種生活排水処理施設により進められていますが、これらは、公共用水域の水質保全を図る上で不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後も、より一層の啓発を推進しなければなりません。

私たち一人ひとりが「水資源は有限であり、共有の財産である」ことの認識を今一度深め、本来、自然の持つ浄化作用を最大限に活用し、「快適な水環境の創造」に努めます。

2 基本方針

「快適な水環境を創造」するため、3つの基本方針を定めました。

① 公共下水道の整備と普及促進

市街化区域の生活排水処理は公共下水道による処理を中心とします。

公共下水道計画区域内については、下水道中長期計画に基づき、公道等を優先するなどの効率的な手法により整備促進を図ります。

公共下水道整備済み区域については、接続率の向上を図るため、未接続者に対し公共下水道への理解を得るための啓発活動及び普及促進活動を実施します。

② 浄化槽の促進とみなし浄化槽から浄化槽への転換

下水道整備まで当面の期間を要する下水道計画区域と将来にわたって下水道の計画がない下水道計画区域以外については、浄化槽による処理を中心とします。

生活排水処理対策の必要性を啓発し、浄化槽設置への意識を高めるとともに、50 人槽以下の浄化槽設置に対し、補助金制度による設置促進を図ります。

また、現在設置されているみなし浄化槽は、し尿以外の生活雑排水は処理されず放流されることから、水環境に悪影響を及ぼすため、浄化槽への転換について促進を図ります。

さらに、浄化槽が、その性能を発揮するための適正な維持管理についても啓発指導します。

③ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道の普及や人口の減少などによる影響を考慮しながら、効率的で持続可能な収集運搬と処理体制を検討し、適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていきます。

※みなし浄化槽・・・し尿のみを処理する単独処理浄化槽のこと

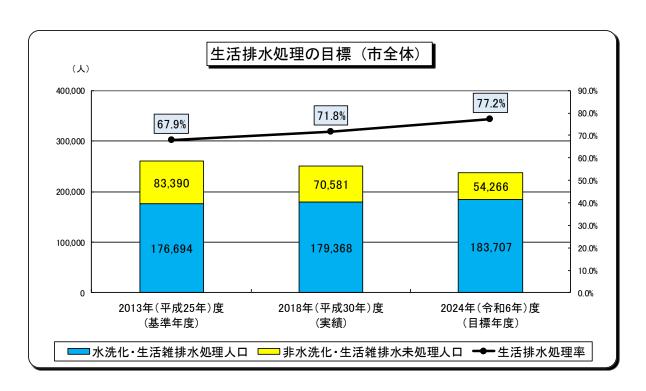
第2章 計画の目標

3 生活排水処理の目標

生活排水適正処理の達成目標値について、次のとおり、設定しました。

《生活排水処理の目標(佐世保市)》

年 度 項 目	基準年度 2013(平成 25 年)度	実績 2018(平成 30 年)度	目標年度 2024 (令和 6 年) 度	
行政区域内人口	260, 084 人	249, 949 人	237, 973 人	
計画処理区域内人口(A)	260, 084 人	242, 949 人	237, 973 人	
水洗化・生活雑排水	176 604 1	170 260 1	100 707 1	
処理人口(B)	176, 694 人	179, 368 人	183, 707 人	
生活排水処理率	67. 9%	71.8%	77. 2%	
(B∕A×100)	07.9%	/1.8%		



4 生活排水の処理主体及び処理体系

(1) 生活排水の処理主体

■生活排水の処理主体

項 目 施設の種類	生活排水の種類	処 理 主 体			
公共下水道	し尿、生活雑排水	佐世保市			
漁業集落排水施設	し尿、生活雑排水	佐世保市			
浄化槽	し尿、生活雑排水	設置者(管理者)			
みなし浄化槽	し尿	設置者(管理者)			
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	佐世保市			

■し尿処理施設への搬入

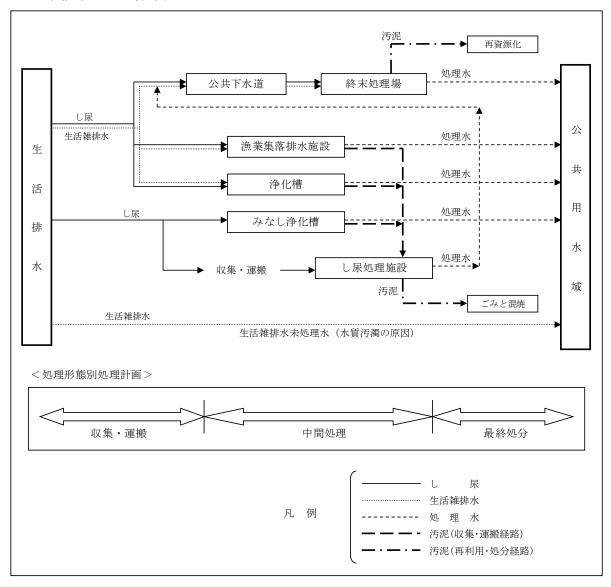
施設	発生物	収集・運搬	処 分
浄化槽・みなし浄化槽	浄化槽汚泥	許可業者	佐世保市
くみとりトイレ	し、尿	計刊表名	在原体川

9

第2章 計画の目標

(2) 生活排水の処理体系

■生活排水の処理体系図

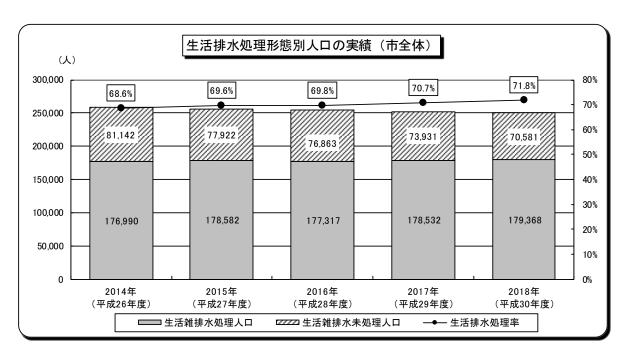


第3章 生活排水の処理計画

1 生活排水を処理する区域及び人口

(1)現状と課題

2018年(平成30年)度末現在の市全体の生活排水処理率は71.8%となっています。 また、離島である宇久地区では漁業集落排水施設及び浄化槽による生活排水処理が行われているものの、生活排水処理率は13.7%となっています。

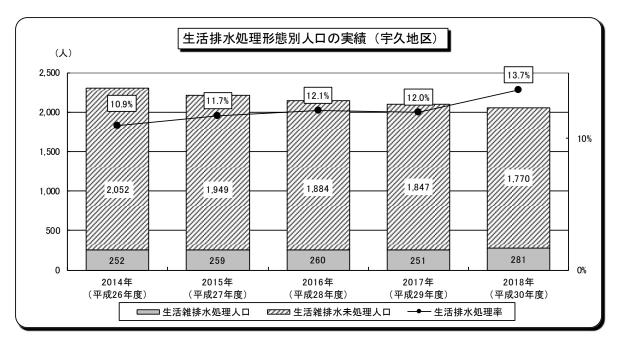


■生活排水処理の状況(市全体)

単位:人

	計画処理		水洗化	水洗化・生活	非水洗化				
年 度	区域内	公 共	コミュニティ・	漁業集落	浄 化 槽	計	処理率	雑排水未処理人口(みなし	人口 (し尿収
	人口(A)	下水道	フ [°] ラント	排水施設	评化情	āl	(B/A)	浄化槽)	集人口)
2014年 (平成26年)	258, 132	131, 997	1	107	44, 886	176, 990	68.6%	15, 424	65, 718
2015年 (平成27年)	256, 504	131, 929	1	114	46, 539	178, 582	69. 6%	15, 648	62, 274
2016年 (平成28年)	254, 180	132, 811	1	112	44, 394	177, 317	69. 8%	14, 931	61, 932
2017年 (平成29年)	252, 463	133, 229	1	110	45, 193	178, 532	70. 7%	14, 342	59, 589
2018年	249, 949	133, 786	-	107	45, 475	179, 368	71.8%	13, 397	57, 184
(平成30年)	100.0%	53. 5%	0.0%	0. 04%	18. 2%	71.8%	_	5. 4%	22. 9%

第3章 生活排水の処理計画



■生活排水処理の状況(宇久地区)

■生活排水処理の状況(宇久地区)										
	計画処理		水洗化	L·生活雑排	水処理人口	水洗化・生活	非水洗化			
年度	区 域 内 人口(A)	公 共 下水道	コミュニティ・ プ [°] ラント	漁業集落 排水施設	浄 化 槽	計	処理率 (B/A)	雑排水未処理 人口(みなし 浄化槽)	人口 (し尿収 集人口)	
2014年 (平成26年)	2, 304	-	-	107	145	252	10.9%	38	2, 014	
2015年 (平成27年)	2, 208	ı	I	114	145	259	11. 7%	34	1, 915	
2016年 (平成28年)	2, 144	ı	I	112	148	260	12. 1%	31	1, 853	
2017年 (平成29年)	2, 098	I	I	110	141	251	12.0%	34	1,813	
2018年	2, 051	-	1	107	174	281	13. 7%	37	1, 733	
(平成30年)	100.0%	0.0%	0.0%	5. 2%	8. 5%	13. 7%	_	1.8%	84. 5%	

(2)基本的な考え方

生活排水を処理する区域については、既存施設の整備状況や既存計画を勘案しつつ、予測される人口動態や持続可能性を踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性との整合性を取りながら、包括的に汚水処理の在り方を検討し、処理の対象とすべき排水の種類と施設整備を必要とする地域を定めます。

また、予測される人口動態や持続可能性を踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性との整合を図りながら、包括的に汚水処理の在り方を検討していきます。

(3) 具体的な計画

市全体の生活排水処理人口の内訳は、次のとおりです。

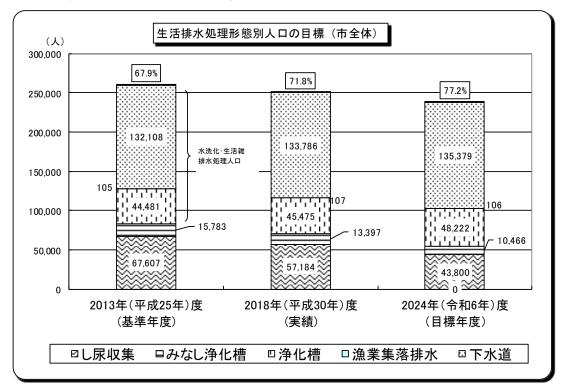
市では、下水道事業計画区域内の公共下水道整備を進めるとともに、それ以外の区域では、浄化槽を中心とした整備を推進していきます。

■生活排水処理形態別人口の目標(市全体)

単位:人

		平位:人				
	_		年 度	基準年度	実績	目標年度
項	目			2013年(平成25年)度	2018年(平成30年)度	2024年(令和6年)度
計画	処理	区域内人口		260, 084	249, 949	237, 973
	水洗	化·生活雑排水処理人	. 🗆	176, 694	179, 368	183, 707
		公共下水道		132, 108	133, 786	135, 379
	漁業集落排水施設			105	107	106
		浄化槽		44, 481	45, 475	48, 222
	水洗	化·生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)]	15, 783	13, 397	10, 466
	非水	洗化人口		67, 607	57, 184	43, 800
		し尿収集人口		67, 607	57, 184	43, 800
		生活排水処理率		67. 9%	71.8%	77. 2%

注) 漁業集落排水施設は宇久地区のみ。



第3章 生活排水の処理計画

(4) 宇久地区

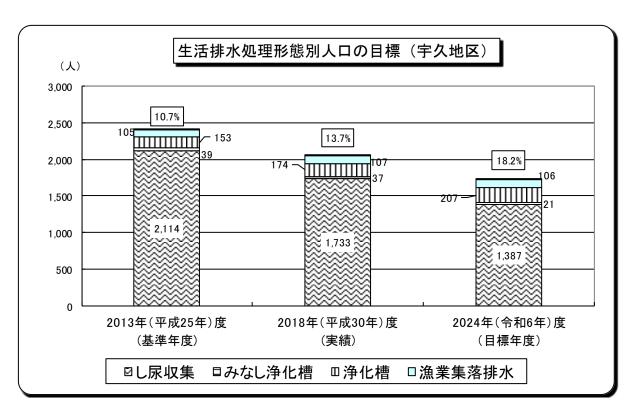
浄化槽と漁業集落排水施設による生活排水処理が行われています。

漁業集落排水施設については、野方処理区と本飯良郷処理区において整備を行っており、 野方処理区は 2002 年(平成 14 年) 度から、本飯良郷処理区は 2005 年(平成 17 年) 度か ら、供用開始しています。

■生活排水処理形態別人口の目標(宇久地区)

¥	付		
	11/	•	,

_	—————————————————————————————————————									
	年 度			年 度 基準年度 実績			実績	目標年度		
項	目			2013年	(平成25年)	度	2018年	(平成30年) 度	2024年	(令和6年) 度
計画	処理	区域内人口			2, 41	1		2,051		1,721
	水洗	化·生活雑排水処理人口			25	8		281		313
		公共下水道 漁業集落排水施設				0		0		0
					10	5		107		106
		净化槽			15	3		174		207
	水洗化·生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)				3	9		37		21
	非水	洗化人口			2, 11	4		1,733		1, 387
		し尿収集人口			2, 11	4		1, 733		1, 387
		生活排水処理率		10. 7%		13.7%		18. 2%		



2 生活排水処理施設の整備

(1)公共下水道の整備

本市の公共下水道は、中部処理区において1949年(昭和24年)に国の事業認可を受け、同年、雨水と汚水に分けて排除する分流式の下水道事業に着手し、1961年(昭和36年)から供用を開始しています。また、市内を中部、西部、針尾、江迎の4処理区に区分し、整備を進めており、2018年(平成30年)度末現在の普及率は58.5%、そのうち、水洗化率は91.4%となっています。

■各処理区の概要

処 理 区	概 要
	市の中心市街地を対象として計画し、1949 年(昭和 24 年)に事業認可を受け、
	中部下水処理場の完成により、1961 年(昭和36年)9月から供用開始しています。
中部処理区	その後、整備の進捗に合わせ、中心部の市街化区域、九十九島海域に面した船越
	地区、早岐、広田、有福などの東部地区へ事業計画区域を拡大し、整備を進めてい
	ます。
	市の西部地区を流れる相浦川流域を主体として計画し、2001 年 (平成 13 年) 8 月
	に事業認可を受け、終末処理場と幹線管渠の工事に 2003 年 (平成 15 年) 度から着
西部処理区	手しています。西部下水処理場の完成により、2010年(平成22年)4月から一部供
	用を開始しています。
	2018年(平成30年)9月に一部事業計画区域を拡大し、整備を進めています。
	大型リゾート施設「ハウステンボス」を区域として、ハウステンボス㈱(旧オラ
	ンダ村㈱)によって建設され、1992年(平成4年)3月に同施設の開場に合わせ、
針尾処理区	公共下水道として供用を開始しており、事業計画区域内の整備はすでに完了してい
如尼廷王区	ます。
	下水処理施設については 2000 年(平成 12 年)3 月に、高度処理施設については
	2011年(平成23年)3月に市へ帰属され、一体的な維持管理を行っています。
	江迎地区を流れる江迎川流域を主体として計画し、1997年(平成9年)8月に事
江迎処理区	業認可を受け、2004年(平成16年)3月より一部供用を開始しており、事業計画区
	域内の整備は概ね完了しています。

■各処理区の整備状況(2018年(平成30年)度末)

処 理 区	全体計画面積	事業計画面積	整備済面積	事業計画に対する 整備率
中部処理区	3, 335ha	3, 078ha	2, 631ha	85.5%
西部処理区	1, 323ha	825ha 266ha		32.2%
針尾処理区	150ha	150ha	150ha	100.0%
江迎処理区	160ha	158ha	145ha	91.8%
合 計	4, 968ha	4, 211ha	3, 192ha	75.8%

第3章 生活排水の処理計画

(2) 浄化槽の整備

① 現状と課題

本市は、市街化調整区域の生活排水処理は浄化槽による処理を中心としており、年に 400 基前後の設置届出がなされています。設置届出状況は平成 23 年度までは増加傾向にありましたが、その後は年度により増減しています。

生活排水処理率は、そのほとんどを占める公共下水道の整備によるものであり、今後の 生活排水処理率の早期向上のためには、公共下水道の整備と併せて、浄化槽の整備を進め る必要があります。

■浄化槽設置届出状況(市全体)

単位:基

<i>t</i> - th	設置周	a出(及び無届報・	告)数	各年度末の累計基数			
年度	総数	浄化槽	みなし浄化槽	総数	浄化槽	みなし浄化槽	
2009年(平成21年)	395	394	1	13,010	7,181	5,829	
2010年(平成22年)	449	449	0	13,353	7,593	5,760	
2011年(平成23年)	488	484	4	13,433	7,949	5,484	
2012年(平成24年)	454	450	4	13,598	8,281	5,317	
2013年(平成25年)	493	491	2	13,824	8,699	5,125	
2014年(平成26年)	371	371	0	13,982	8,988	4,994	
2015年(平成27年)	414	413	1	14,130	9,264	4,866	
2016年(平成28年)	409	409	0	14,305	9,609	4,696	
2017年(平成29年)	436	434	2	14,514	9,899	4,615	
2018年(平成30年)	388	388	0	14,731	10,219	4,512	

② 基本的な考え方

公共下水道事業に比べ、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域を浄化槽整備事業地域とし、浄化槽の整備推進と維持管理の充実による生活排水対策の推進を図ります。

浄化槽設置促進を図るためには、生活排水処理対策について啓発し、浄化槽の必要性に対する意識を高めるとともに、5~50 人槽までの浄化槽を設置しようとする者に補助金を交付し、負担軽減を図ります。

今後の浄化槽補助制度については、人口減少等の社会情勢や、佐世保市全体の生活排水 処理の基本的な考え方を踏まえ、検討していきます。

③ 具体的施策

<浄化槽の整備促進>

生活排水が水質汚濁の一因であることから、生活排水対策について啓発し、浄化槽の必要性に対する意識を高めることにより、建築物の新築・改築時等における浄化槽の設置促進を図ります。

併せて、5~50 人槽までの浄化槽を設置しようとする者に対し、「佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付します。

さらに、下水道事業計画区域内であっても下水道が普及するまでに当分の期間を有する 区域は、一定の要件を満たせば市単独で補助金を交付し、効率的な浄化槽の整備を進めて いくこととします。

なお、みなし浄化槽については、生活雑排水が未処理のまま放流され、その汚水処理能力も低いことから、水質汚濁負荷の一因となっています。そこで、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進します。

<維持管理の徹底>

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、保守点検、清掃と法定検査という維持管理 の適正実施が必要です。市としては浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者 等へ必要な啓発、指導等実施していきます。

第3章 生活排水の処理計画

(3) 漁業集落排水施設の見直し

宇久地区において、漁業集落排水施設の整備を行ってきましたが、対象地区の若年層の 島外の転出等による島民の人口減少により、施設の計画処理人口に達していない状況であ るため、今後は、現状に見合う施設の改築・補修を検討し、より効率的な機能保全対策に よる維持管理を行っていきます。

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

(1)現状と課題

し尿の収集運搬に関しては、地区毎に担当許可業者を設定し、し尿収集運搬許可を持つ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が申込制定期収集を行っています。また、離島(黒島・高 島)のし尿については、搬送船を利用し運搬しています。

し尿収集運搬料金は、従量制となっており、2009年(平成21年)度から条例に規定していた手数料を廃止し、行政が一定関与できる公平な市民負担を担保するため「し尿収集運搬料金基準額」を設定し、し尿収集運搬許可業者はそれを基に料金を設定しています。

今後、人口の減少や下水道の普及によって、し尿の収集量が減少することにより、収集 運搬料金が減少し、収集箇所の散在化によって、作業効率が悪化し経費が増加することに なれば、継続して安定した適正なし尿の収集運搬業を行うことが困難になることが予想さ れます。

浄化槽汚泥については、市内全域を一般廃棄物収集運搬業許可業者(6業者)が各浄化 槽設置者と個別に契約を締結し、収集運搬しています。

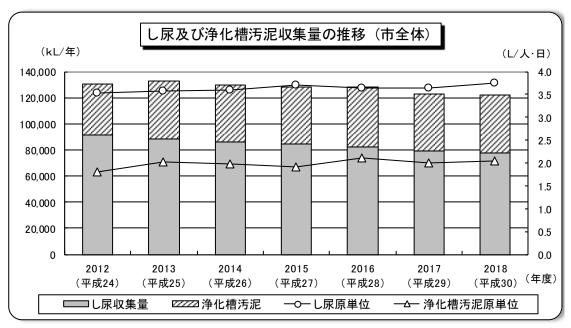
■し尿収集運搬料金基準額(2019年(令和元年)10月現在)

区分	金 額				
従量制料金	イ 宇久地区以外 18 リットルごとに 210 円				
化里的作金	ロ 宇久地区 18 リットルごとに 190 円				
性即物質人	ホース3本 (60メートル) を超える場合、				
特別加算料金 	1 本につき 50 円				
備考 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。					

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

市全体の収集状況を見ると、し尿は収集人口、収集量とも減少傾向にあります。また、 浄化槽汚泥については、収集人口は 2015 年 (平成 27 年) 度までは増加傾向にありました が、その後減少しております。収集量については、年度によって増減のばらつきがあり、 横ばい傾向となっています。

また、収集量の原単位(L/人・日)を見ると、し尿原単位は、年々増加する傾向にあり、2018年 (平成30年)度末現在で3.74L/人・日と、長崎県平均(2017年(平成29年)度3.28L/人・日)や全国平均(2017年(平成29年)度2.54L/人・日)より多くなっています。これは簡易水洗トイレの割合が多いためと考えられます。浄化槽汚泥原単位は、年度によって増減にばらつきはありますが、横ばい傾向となっており、2018年(平成30年)度で2.05L/人・日と、長崎県平均(2017年(平成29年)度2.25L/人・日)より少なく、全国平均(2018年(平成30年)度1.56L/人・日)より多くなっています。



■し尿及び浄化槽汚泥の収集実績(市全体)

年度	収集人口(人)		収集量(kL/年)			原単位(L/人·日)	
平 · 及	し尿	浄化槽	し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥
2012 (平成24)	70, 428	59, 328	91, 101	39, 079	130, 180	3. 54	1.80
2013 (平成25)	67, 610	60, 366	88, 397	44, 399	132, 796	3. 58	2. 02
2014 (平成26)	65, 718	60, 417	86, 064	43, 397	129, 461	3. 59	1. 97
2015 (平成27)	62, 274	62, 301	84, 257	43, 689	127, 946	3. 71	1. 92
2016 (平成28)	61, 932	59, 437	82, 204	45, 870	128, 074	3. 64	2. 11
2017 (平成29)	59, 589	59, 645	79, 434	43, 534	122, 968	3. 65	2. 00
2018 (平成30)	57, 184	58, 979	77, 998	44, 234	122, 232	3.74	2. 05

(2)基本的な考え方

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務は、公共下水道等他の生活排水処理施設と異なり、 直接住民と接触しながら行うものであり、遅滞のない収集業務を行うことにより、公衆衛生 の向上と環境保全の目標を達成できるものです。

し尿収集運搬業務は、し尿を適正、かつ、継続的に安定収集し、また、大雨など災害時の緊急対応など重要な役割を担っています。そうした中で、人口の減少や公共下水道の普及によるし尿収集世帯の減少に伴い、し尿収集運搬料金の売上げ減少が見込まれています。

また、浄化槽汚泥の収集運搬業務は、下水道が計画されない市街化区域において浄化槽設置による増加は予想されるものの、下水道事業計画区域での下水道の進展により、減少していくことが考えられます。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現在の許可業者で十分に対応が可能であるため、当面は現在の収集・運搬方法で行うことを基本とし、人口減少が顕著な離島もあり、今後の人口動向や公共下水道の進捗状況などを踏まえ、継続して安定した収集・運搬方法の検討を行います。

(3) 具体的な計画

① し尿収集運搬料金基準額の検討

市は、し尿の収集運搬に関して、市民サービスを低下させることなく、将来的にも安定した、適正なし尿収集がなされるよう、総合的に一般廃棄物処理業務の安定を保持するため、市民負担への影響や公平性を考慮し、し尿収集運搬料金基準額を検討します。

② 収集・運搬の方法等

佐世保市における収集・運搬の方法は現行どおり、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者による収集車での収集とします。

■し尿	•	浄化槽汚泥の収集運搬許可業者

種類	業者名	区域名	範囲
	佐世保清掃 (株)	中部	市内北部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
	(株)縣北衛生社	南部	市内南部(吉井町、小佐々町、江迎町、鹿町町、世知原町、宇久町除く)
し尿	(有)新北松衛生社	北部その1	吉井町、小佐々町
	(有)利礼仏倒生化	北部その3	江迎町、鹿町町
	(有)吉田環境衛生設備工業	北部その2	世知原町
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町
	自然環境保全事業協同組合	市内一円	臨時仮設トイレのみ
	(株)エコシス		
	(株)縣北衛生社		
浄化槽汚泥	自然環境保全事業協同組合	市内一円	
	(有)新北松衛生社		
	(有)吉田環境衛生設備工業		
	(有)宇久清掃	宇久地区	宇久町

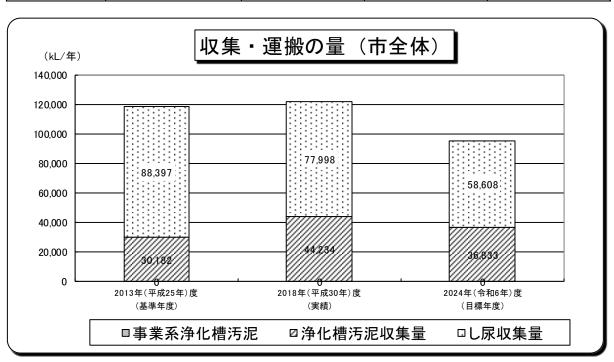
第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

③ 収集・運搬の量

市全体の収集人口及び収集・運搬量は、次のとおりです。

■収集人口及び収集・運搬の量(市全体)

- 10本人日本の10本 足版の主(中工四)							
	_	年 度	基準年度	実績	目標年度		
項目			2013年(平成25年)度	2018年(平成30年)度	2024年(令和6年)度		
		し尿	67, 610	57, 184	43, 800		
収集人口(人)	净 化 槽	みなし浄化槽	15, 783	13, 397	10, 466		
以来八口(八)		浄化槽	44, 583	45, 582	48, 328		
		計	60, 366	58, 979	58, 794		
		し尿	88, 397	77, 998	58, 608		
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽	4, 331	5, 402	3, 423		
収集量(kL/年)		浄化槽	25, 851	38, 832	33, 410		
		計	30, 182	44, 234	36, 833		
		合 計	118, 579	122, 232	95, 441		



2 処理計画

(1)現状と課題

市内(宇久地区を除く)のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、2008 年(平成 18 年)しゅん工のし尿処理施設「クリーンピュアとどろき」で処理を行い、処理水は下水道へ放流しています。

全体処理量の傾向としては、徐々に減少していますが、浄化槽汚泥は浄化槽の清掃の指導啓発により横ばいに近い状況です。

宇久地区におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、1999年(平成11年)しゅん工の「宇久衛生センター」で処理しています。宇久地区は、人口減少により、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の減少が他地区に比べ顕著であるため、地理的要因等を考慮し、島内処理の継続について検討が必要です。

(2) 基本的な考え方

し尿や浄化槽汚泥の衛生処理は、生活環境の保全や公共用水域の水質汚濁を防止するため重要であり、日常生活に直接関係するし尿処理施設を整備していくことは必要不可欠です。し尿処理施設は、経年劣化によって処理機能が著しく低下していくことから、公害防止対策を徹底し、適正な処理の継続と施設機能の維持を図るために計画的、かつ効率的な今後の施設整備について質及び量の変化に対応しつつ、経済的な運転計画を立て、適正処理を行います。

(3) 具体的な計画

市内(宇久地区を除く)で発生するし尿と浄化槽汚泥の全量をし尿処理施設「クリーン ピュアとどろき」で処理し、処理過程で発生する汚泥については、ごみ発電を行っている 東部クリーンセンターで、ごみと混焼し発電に有効利用します。

宇久地区のし尿と浄化槽汚泥は、これまでどおり宇久衛生センターで処理するものとし、 処理過程で発生する汚泥について、堆肥化することにより資源化に努めます。

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

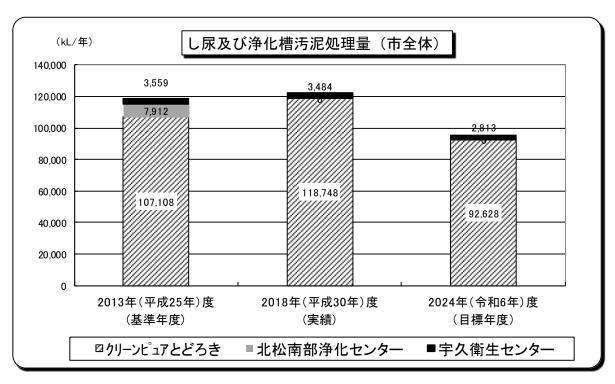
市全体のし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。

■し尿及び浄化槽汚泥処理の量(市全体)

単位:kL/年

	年度	基準年度	実績	目標年度
項目		2013年(平成25年)度	2018年(平成30年)度	2024年(令和6年)度
L	, 尿	88, 397	77, 998	58,608
	みなし浄化槽	4, 331	5, 402	3, 423
浄化槽汚泥	浄化槽	25, 851	38, 832	33, 410
	計	30, 182	44, 234	36, 833
合 計		118, 579	122, 232	95, 441
	(kL/日)	324. 9	334. 9	261. 5
クリーンピュアとどろき		107, 108	118, 748	92, 628
北松南部浄化センター※		7, 912	0	0
宇久衛	生センター	3, 559	3, 484	2,813

※平成26年度まで、江迎・鹿町地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っていた。

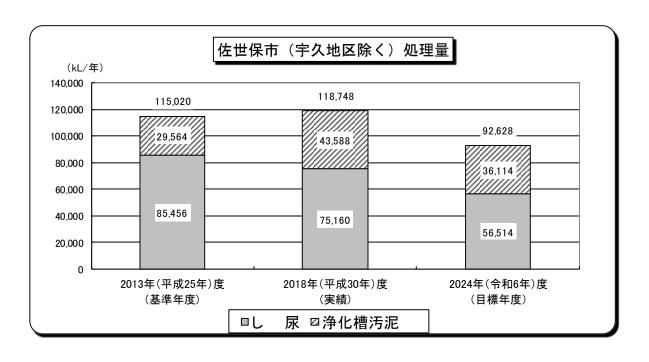


佐世保市(宇久地区除く)のし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。処理量は今 後減少していくことが予想されます。

■佐世保市(宇久地区除く)処理量

単位:kL/年

_							<u> </u>
	年度		基準年度	実績	目標年度		
項	目				2013年(平成25年)度	2018年(平成30年)度	2024年(令和6年)度
		L	尿		85, 456	75, 160	56, 514
	;	浄化	槽汚泥		29, 564	43, 588	36, 114
			計		29, 564	43, 588	36, 114
		合	計		115, 020	118, 748	92, 628
			(kL/日)	315. 1	325. 3	253.8
	浄化	槽汚	泥混入比	率	25.7%	36.7%	39.0%



第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

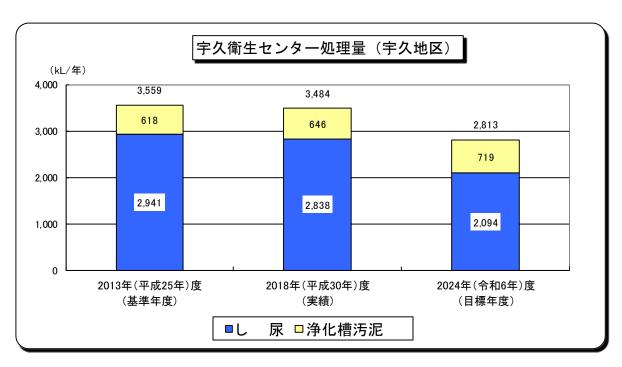
(4) 宇久地区

宇久衛生センターのし尿と浄化槽汚泥処理量は、次のとおりです。2018 年(平成 30 年) 度現在の日平均処理量は 9.5kL/日であり、今後は人口減少に伴い、処理量が減少していく ことが予想されます。

■宇久衛生センター処理量 (宇久地区)

単位:kL/年

_	手位 · NL/ 牛				
年度		基準年度	実績	目標年度	
項目		2013年(平成25年)度	2018年(平成30年)度	2024年(令和6年)度	
L	尿	2,941	2, 838	2,094	
	みなし浄化槽	42	59	25	
浄化槽汚泥	浄化槽	576	587	694	
	計	618	646	719	
合 計		3, 559	3, 484	2, 813	
	(kL/日)	9.8	9. 5	7. 7	
浄化槽汚	泥混入比率	17. 4%	18.5%	25.6%	



第5章 その他必要な事項

1 啓発の推進

広報やパンフレットの配布、市ホームページへの掲載などによる環境情報の提供、環境啓発イベントの開催等、広報啓発活動を行います。

2 災害時における対策

異常気象に伴う大規模な気象災害や東日本大震災のような巨大地震等、大規模災害発生時には、公衆衛生並びに感染症予防のため、避難場所における仮設トイレのし尿や、水没により緊急に汲み取る必要がある便槽のし尿等を収集運搬し、適正に処理する必要があります。

そのため、平常時から収集運搬車及び人員の適正な配置等、し尿等の処理体制を構築する 必要があります。

し尿等の収集運搬に関しては、市内のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者で構成された一般廃棄物事業者団体「佐世保市生活環境保全整備協議会」と「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」を締結しています。

災害発生時におけるし尿等の適正処理を行うため、先進事例を参考にしながら、し尿等の 処理体制について対応マニュアル等の整備を行います。